

令和7度糸満市一般会計当初予算における「引き上げ分に係る地方消費税収の使途の明確化」について

平成26年4月1日より消費税率が引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分については、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。使途を明確化するため充当先を下記のとおり報告します。

(歳入)	
・地方消費税交付金(社会保障財源化分)	862,419 千円
(歳出)	
・社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費	18,846,048 千円

単位:千円

款	項	目	充当事業経費	財源内訳					
				特定財源				一般財源	
				国庫支出金	県支出金	地方債	その他	地方消費税交付金 (社会保障財源化分)	その他
3款 民生費	2項 児童福祉費	3目 児童福祉措置費	7,182,505	4,238,781	1,221,300	0	90,067	862,419	769,938